

第8節 健康増進と疾病対策

1 健康づくり啓発事業

(1) 健康づくり啓発事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

健康づくりに対する市民と行政の協働の推進、健康増進事業実施者による健康増進関連事業の実施に向けた働きかけ等を通して、健康日本21に基づいた新しい健康観を普及させ、全世代の健康課題の解決と生活の質(QOL)の向上、健康寿命の延伸を図る。また、二次的目標として医療費の抑制も図ることを目的とする。

・主な事業内容

- 健康づくり応援カレンダーの作成と配布
- その他健康づくりの推進につながる事業等

<実績>

庁内の関係部局との連携のもと健康づくり関連事業をまとめた「健康づくり応援カレンダー」を作成しH24年4月1日号の「広報おおむた」の中に折込み配付した。

(2) 大牟田地域健康推進協議会委託事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

市民と行政との協働のもと、健康づくりに関する関係団体が結集し「健康づくり市民大会」及び「健康展」を実施することで疾病等の早期発見と一次予防及び二次予防を推進し市民の生活の質(QOL)の向上を図る。また、二次的目標として健康寿命の延伸と医療費の抑制等を図ることを目的とする。

<実績>

健康づくり市民大会及び健康展の開催

年度	19	20	21	22	23
開催期間	9月8日・9日	9月6日・7日	9月5日・6日	9月4日・5日	9月3日・4日
特別講演 市民大会	講師名 〔シンポジスト〕 中山顯兒・古賀龍夫・東原徹・最所純平・中嶋晃	講師名 清原 裕 〔シンポジスト〕 黒田英作・松田宏一 外	講師名 早淵仁美 〔シンポジスト〕 友田弘道・松田宏一 外	講師名 徳留信寛 早淵仁美 〔シンポジスト〕 大地信彰 外	講師名 宮崎千明
テーマ	「医療崩壊の危機」～大丈夫？有明地域の救急医療～	「メタボリックシンドロームはなぜこわい？」～久山町研究からのメッセージ～	「今日の食育・明日の健康」～食事バランスガイド簡単活用術～	食習慣関連がんの予防とコントロール	ワクチンって何？予防接種で防げる病気

2 生活習慣病対策（栄養改善対策事業）

(1) 栄養教育・栄養改善指導（施設指導含む）

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

健康・栄養についての適正な情報の不足、食習慣の乱れなどにより、全世代にわたって、栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加などの問題が生じてきている。このため、食品の栄養面、安全面等に関する適正な情報、食生活に関する正しい知識の普及をとおしてQOLの向上のためのライフステージに応じた栄養指導（食育教室、健幸料理教室、食事バランスガイドを使った食生活診断等）及び食生活の支援を行うとともに、22年3月に策定した「健やか住みよか食育プラン～大牟田市の食育推進計画～」の推進として、「健やか住みよか食育講座」を実施。また、保健所業務の一環として、給食施設に対する栄養管理指導も実施した。

< 実績 >

栄養教育、栄養改善指導の実績

項目等		年度				
		19	20	21	22	23
栄養教育	回数	41	31	25	79	54
	延人員	944	755	913	2,162	1,605
栄養改善指導	個別指導	977	823	747	1,263	983
	集団指導	2,553	2,572	1,060	1,139	822
	給食施設指導	207	214	160	165	182

各種栄養指導は、各種健診、教室時や、随時電話相談、面接等により行っている。

3 生活習慣病対策（成人保健事業）

(1) 健康相談事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 2/3 市 1/3

< 目的・事業内容 >

平均寿命の延伸に伴い生活習慣病患者が増加しており、また、生活習慣が改善できず重篤な状態に陥り生命の危険を脅かしたり、医療費等が増加するなどの社会問題が出現している。

このような状況を改善するために、一次予防である健康相談を実施することにより、市民一人ひとりが自らの生活習慣を見直し健康づくりのための行動を起こすような支援を行うとともに、個人が待つ健康不安の解消へとつなげることを目的とする。

< 実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
総合	実施回数	33	13	13	13	14
	被指導延人員	1,082	660	902	868	1,079
重点	実施回数	58	35	47	59	45
	被指導延人員	602	143	206	148	128

計	実施回数	91	48	60	72	59
	被指導延人員	1,684	803	1,108	1,016	1,207

健康相談は、がん検診、メタボ予防相談時や、随時電話相談、面接等により行っている。

平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

(2)健康教育事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3 市1/3

<目的・事業内容>

健康相談事業に同じ。

<実績>

区分		年度		19	20	21	22	23
		実施回数	被指導延人員					
集 団	実施回数	44	48	61	63	60		
	被指導延人員	1,127	962	1,131	1,125	1,328		
個 別	高 血 圧	実施回数	0	0	0	0	0	
		被指導実人員	0	0	0	0	0	
	高 脂 血 症	実施回数	0	0	0	0	0	
		被指導実人員	0	0	0	0	0	
	糖 尿 病	実施回数	18	0	0	0	0	
		被指導実人員	30	0	0	0	0	
	禁 煙	実施回数	0	0	0	0	0	
		被指導実人員	0	0	0	0	0	

平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

平成20年度より特定健康診査の移行に伴い、個別健康教育を廃止しメタボリックシンドロームに焦点を絞り行っている。平成19年度よりメタボ予防相談を開始した。

(3)訪問指導事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3 市1/3

<目的・事業内容>

近年、食生活やライフスタイルの欧米化等で生活習慣の変化に伴う脳血管疾患・心疾患・がん等の生活習慣病を発病するものが増えてきた。このような状況改善する為に2次予防である健康診査を受けた結果を基に個々の生活習慣を把握し、個々にあった保健指導を行うことで壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚へとつなげる。また、個人のみではなく家族全体の健康意識の向上を図ることを目的とする。

<実績>

区分		年度		19	20	21	22	23
		指導実人員	指導延人員					
指導実人員		2,186	319	320	890	845		
指導延人員		2,563	334	334	892	845		

平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

平成20年度よりがん検診精密検査未受診者・がん検診受診勧奨・生活習慣病予防等を行っている。

平成21年度より女性特有のがん検診無料クーポン券未受診者(40歳・60歳)を対象に受診勧奨を行った。

がん検診精密検査未受診者訪問実績

区分	年度			
	20	21	22	23
精密検査未受診者対象人員	203	180	138	110
精密検査済み人員	94	81	76	64
精密検査未受診人員	83	82	53	40
不明人員	26	17	9	6

* 訪問時には受診勧奨、生活指導等を行った。

(4) 各種健康診査事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 2/3 市 1/3 (一部は市 10/10)

< 目的・事業内容 >

各種健康診査事業は生活習慣病を早期発見、早期予防し、疾病の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングする。その結果、必要な者に対して栄養や運動等に関する保健指導や健康管理についての正しい知識の普及を行い、又は医療機関への受診を指導することによって、壮年期からの健康について認識と自覚の高揚へとつなげることを目的として40歳以上子宮がん検診は20歳以上の女性の市民を対象に実施している。

< 実 績 >

区 分	受 診 者 数					要指導・医療・精検者数				
	年度	19	20	21	22	23	19	20	21	22
生保等健康診査	-	36	34	7	4	-	31	34	6	4
子宮がん検診	2,063	2,037	3,139 (896)	2,891 (942)	3,068 (875)	26(2)	28(5)	43(7)	51(5)	60(1)
胃がん検診	608	505	526	525	600	54(0)	41(1)	41(2)	39(1)	54(0)
乳がん検診	1,000	721	1,966 (1,047)	1589 (1,025)	2,095 (1,097)	101(3)	79(2)	224(8)	162(10)	214(7)
大腸がん検診	2,507	2,068	2,191	2,250	3,345 (1,109)	215(7)	188(5)	216(14)	172(6)	284(10)
肺がん検診	1,472	903	569	596	589	140(3)	71(0)	40(1)	43(0)	37(0)
前立腺がん検診	32	39	74	56	29	5(0)	1(0)	3(0)	9(0)	7(0)

受診者数内の()内(子宮頸がん・乳がん・大腸がん)は、無料クーポン券の利用者数。

要指導・医療・精検者数内の()内は、がん患者発見数。

20年度より「生活保護受給者等を対象とした健康診査(生保等健康診査)及び保健指導」を開始した。

21年度より特定の年齢に達した女性に対して、受診促進を図るとともにがんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図るために、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、女性特有のがん検診を開始した。

23年度より働く世代のがん検診として大腸がん検診についても無料クーポン券事業を開始。

4 歯科保健推進事業（母性及び乳幼児に係るものを除く）

(1) 成人歯科保健事業

根拠法令等	健康増進法・新健康フロンティア戦略	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

生涯を通じた歯及び口腔の健康増進を推進し、健康寿命の延伸を図る。そのために、市民一人ひとりが歯の健康に関心を持ち、個人の口腔内状況やその他のリスクに応じた歯の健康づくりが実践出来るよう、自己管理能力の向上を目指すことを目的とする。

< 実績 >

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
みんなの健康展 歯と歯ぐきの健康教室 延人数	882	875	668	647	771

「歯と歯ぐきの健康教室」は、「みんなの健康展」において歯科医師による講話及び歯科保健指導や歯科衛生士による歯磨き指導、フッ化物塗布を実施。

(2) 歯の衛生週間関連事業

根拠法令等	健康増進法・地域保健法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

歯科保健に関する正しい知識の普及啓発を図るため、幼稚園、保育所、小学校等で歯の健康教育を行うとともに、「歯の祭典」において健康な歯を持つ人を選出し表彰している。

< 実績 >

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
歯の衛生週間行事による健診者	607	565	647	551	504

5 難病対策（特定疾患医療受給申請業務）

根拠法令等	特定疾患治療研究事業実施要綱	所管課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 10/10

< 目的・事業内容 >

原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額なので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

< 受給対象者 >

市内に住所を有する者
 国民健康保険法の規定による被保険者
 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者
生活保護法による保護を受けていない者

<実 績>

番号	疾患名	受給者数	番号	疾患名	受給者数
1	ベーチェット病	26	33	特発性大腿骨頭壊死症	22
2	多発性硬化症	14	34	混合性結合組織病	7
3	重症筋無力症	23	35	原発性免疫不全症候群	1
4	全身性エリテマトーデス	61	36	特発性間質性肺炎	7
5	スモン	4	37	網膜色素変性症	34
6	再生不良性貧血	13	38	プリオン病	-
7	サルコイドーシス	8	39	原発性肺高血圧症	1
8	筋萎縮性側索硬化症	11	40	神経線維腫症	1
9	強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	54	41	亜急性硬化性全脳炎	-
10	特発性血小板減少性紫斑病	28	42	バッド・キアリ (Budd-Chiari) 症候群	-
11	結節性動脈周囲炎	4	43	特発性慢性肺血栓栓症 (肺高血圧型)	1
12	潰瘍性大腸炎	141	44	ライソゾーム病 (ファブリー病[Fabry]病含む)	2
13	大動脈炎症候群	10	45	副腎白質ジストロフィー	-
14	ピュルガー病	12	46	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	-
15	天疱瘡	6	47	脊髄性筋萎縮症	-
16	脊髄小脳変性症	36	48	球脊髄性筋萎縮症	-
17	クローン病	53	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	1
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	-	50	肥大性心筋症	-
19	悪性関節リウマチ	9	51	拘束型心筋症	-
20	パーキンソン病	178	52	ミトコンドリア病	3
21	アミロイドーシス	10	53	リンパ管筋腫症 (LAM)	-
22	後縦靭帯骨化症	79	54	重症多形滲出性赤斑 (急性期)	-
23	ハンチントン病	1	55	黄色靭帯骨化症	3
24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	14	56	間脳下垂体機能障害	-
25	ウェゲナー肉芽腫症	-		1. PRL 分泌異常症	1
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	13		2. GH 分泌異常症	1
27	シャイ・ドレーガー症候群	19		3. ADH 分泌異常症	-
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	-		4. 下垂体性 TSH 分泌異常症	-
29	膿疱性乾癬	-		5. クッシング病	-
30	広範脊柱管狭窄症	5		6. 先端巨大症	7
31	原発性胆汁性肝硬変	17		7. 下垂体機能低下症	10
32	重症急性膵炎	-			

注)平成21年10月より、疾患番号46~56の11疾患が追加された。

6 肝炎治療特別促進事業

根拠法令等	福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱	所管課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県10/10

< 目的・事業内容 >

肝炎ウイルスは肝がんの主な原因であるが、早期に発見し治療に結びつけることで予防することができる。インターフェロン治療は、B型及びC型ウイルス性肝炎の有効な治療法であり、また、核酸アナログ製剤治療は、B型ウイルス性肝炎の有効な治療法であるが、インターフェロン治療は月額の治療費が高額で、核酸アナログ製剤治療は長期間に及ぶ治療によって累積の治療費が高額になるため、早期治療の推進の妨げになり重要な課題となっている。このため、このインターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療に係る治療費を助成し、患者の治療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては市民の健康の保持、促進を図ることを目的とする。

< 対象疾患 >

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎とする。

< 対象患者 >

市内に住所（住民票）を有するもの
医療保険各法（後期高齢者医療を含む）の被保険者又は被扶養者であること
B型及びC型肝炎ウイルスに感染し、インターフェロン治療を受ける予定の者又は治療中の者
B型肝炎ウイルスに感染し、核酸アナログ製剤治療を受ける予定の者又は治療中の者

< 助成期間・回数 >

インターフェロン治療費助成

原則として同一患者について、助成期間は申請書を受けた日の属する月の初日から一年以内で、治療予定期間に則した期間（24週は7ヵ月、48週は1年）となり、更新は認めない。

ただし、副作用等による延長、72週投与による延長は認める。

一定の基準をみたしたものは、2回目の制度利用ができる。

一定の基準をみたしたものは、テラプレビルを含む3剤併用療法の申請ができる。

核酸アナログ製剤治療費助成

原則として同一患者について1か年を限度とする。

ただし、医師が必要と認めた場合は、所定の更新手続きにより期間を更新できる。

< 申請・交付 >

福岡県と委託契約を締結した治療医療機関において、対象疾患であると診断されかつ、対象患者に該当する者又は他都道府県交付の肝炎インターフェロン治療受給者であって、有効期間内に大牟田市に住所を有することとなった者は、肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請及び住民票その他知事が必要とするものを添えて、大牟田市保健所を經由し、知事に提出するものとする。

知事は、申請書を受理した場合は、速やかに福岡県慢性肝炎認定審査会の意見を受けて、適当と認めるときは、肝炎インターフェロン治療受給者証を交付するものとする。

< 実績 >

（単位：件）

年度 区分	20	21	22	23
申請者数	102	59	134	136
承認	99	57	134	136
不承認	1	0	0	0
取り下げ	2	2	0	0

平成20年4月より肝炎インターフェロン治療費助成を実施。

平成22年4月より核酸アナログ製剤治療費助成を実施。

平成23年2月よりテラプレビルを含む3剤併用療法の開始

7 結核対策事業

(1) 結核健康診断事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課	
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	定期健康診断	市 10/10
			定期外健康診断	国 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、定期及び定期外の健康診断・予防接種を実施し、結核の早期発見に努めている。

< 実績 >

(単位:人)

区分	年度	定期健康診断	定期外健康診断	計
BCG接種	19	-	-	-
	20	-	-	-
	21	-	-	-
	22	924	0	924
	23	822	0	822
レントゲン 間接撮影	19	5,361	0	5,361
	20	5,572	0	5,572
	21	4,581	0	4,581
	22	4,122	0	4,122
	23	4,259	0	4,259
レントゲン 直接撮影	19	6,099	137	6,236
	20	6,503	129	6,632
	21	7,040	201	7,241
	22	7,144	183	7,327
	23	7,085	165	7,250

平成17年4月1日、結核予防法が改正され、定期健康診断の対象者を65歳以上の市民及び結核感染のリスクが高い職域に絞って定期健康診断を実施することとなった。

平成19年4月1日、結核患者に関する規定は、結核予防法の廃止に伴い感染症法へ統合され、乳幼児へのBCG接種は予防接種法の定期予防接種の規定に基づき実施。

(2) 健康相談事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	

< 目的・事業内容 >

患者及び患者家族等に対して、積極的な疫学調査を行うとともに、包括的な保健指導を行っている。結核においては、平成17年12月より、大牟田市結核患者服薬確認(DOTS)事業を実施することで、抗結核薬の確実な服薬を支援し、まん延防止及び多剤耐性結核の発生防止に努めている。

<実 績>

年度	19	20	21	22	23
健康相談	161	165	229	215	194
家庭訪問指導	439	143	375	619	439

(3) 医療費の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課	
		負担割合	37条の2(結核患者)	国 1/2 市 1/2
担当窓口	健康対策課結核感染症担当		37条(入院患者)	国 3/4 市 1/4

<目的・事業内容>

結核の医療を受ける者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく申請（法第37条及び法第37条の2）を行うことにより、医療費の公費負担を受けることができることから、結核患者に対する適正な医療の普及に努めている。

<実 績>

区 分	入院患者 (37条)		結核患者 (37条の2)		計
	19	20	21	22	
延医療給付件数 (件)	19	39	571	610	
	20	31	255	286	
	21	61	233	294	
	22	82	314	396	
	23	74	361	435	
医療費負担金 (千円)	19	4,927	1,353	6,281	
	20	3,292	793	4,085	
	21	14,075	1,049	15,124	
	22	6,694	921	7,615	
	23	13,228	697	13,925	

(4) 新登録結核患者数の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	

<目的・事業内容>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、医師は患者が結核であると診断した場合は、直ちにもよりの保健所長に届出をする義務がある。届出義務の期限遵守に努めている。

なお、この届出は、結核の統計の基礎情報となっている。

<実 績>

区分	新 登 録 結核患者数		年齢階級別数(人)							
	実数(人)	罹患率	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-
19	35	26.8	0	0	2	1	0	2	8	22
20	19	14.7	0	0	0	1	2	3	1	12
21	33	25.9	0	0	1	0	0	3	8	21
22	37	29.4	0	0	0	2	1	2	3	29
23	25	20.0	0	0	0	0	1	1	2	21

罹患率は人口10万人対。

8 感染症対策事業

(1) 感染症の届出状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

感染症発生動向調査事業を実施し、通常と異なる発生の状況を早期に探知し、感染症発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するために迅速に感染症の情報を提供し、感染予防・拡大防止などの対応を行う。また、市民一人ひとりが感染症に関する正しい知識を高め、感染症に対する差別や偏見を解消し、感染症の患者の人権の保護を図る。

広報おおむたやホームページを活用し感染症に関する正しい知識の普及啓発や感染予防の周知を行った。また、発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するなど迅速な対応が取れるよう整備等を行っている。

< 実績 >

(単位：件)

区分	年度	19	20	21	22	23
	一類感染症	ペスト	-	-	-	-
	エボラ出血熱	-	-	-	-	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-	-	-	-	-
	マールブルグ病	-	-	-	-	-
	ラッサ熱	-	-	-	-	-
二類感染症	ポリオ	-	-	-	-	-
	ジフテリア	-	-	-	-	-
	SARS	-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ H5N1	-	-	-	-	-
三類感染症	コレラ	-	-	-	-	-
	細菌性赤痢		1		1	
	腸管出血性大腸菌感染症			4	1	2
	腸チフス					
	パラチフス					
	合計	0	1	4	2	2

(2) HIV抗体検査・エイズ相談

根拠法令等	・厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知	所管課	健康対策課
	・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針		
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

HIV抗体検査受検者及びエイズ相談者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進し、受けやすい検査体制を提供するとともに、HIVや性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図る。

平成18年7月よりHIV感染の早期発見・早期治療および感染拡大防止を目的として、HIV即日検査を導入。毎週月曜日（祝日を除く）午後1時から2時30分までの時間に無料・匿名で実施している。

エイズ相談は、閉所日を除く午前8時30分から午後0時、午後1時から午後5時までの時間に実施している。

<実績>

(単位:件)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
抗体検査	179	171	152	126	155
相談	110	69	52	51	56

12月1日の世界エイズデーに賛同し、第14回大牟田市エイズキャンペーンとして以下の取り組みを行った。

- ・市内の高校8校及び看護学校、市内の娯楽施設・ファミリーレストラン等7か所に、ポスターの掲示及びエイズ啓発セット(ポケットティッシュ、パンフレット)を配布。各学校の生徒や施設利用者への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。
- ・12月1日JR大牟田駅前においてエイズ啓発セットの街頭配布を実施。市民への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。
- ・12月5日保健所でHIV夜間検査を実施。

6月の第1週に定められたHIV検査普及週間には、市内の娯楽施設7か所へポスターの掲示、エイズ啓発セットの設置及び保健所で実施しているHIV検査の周知を行った。また、6月6日に保健所でHIV夜間検査を実施した。

(3) 性感染症予防(梅毒血清反応検査)

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国1/2 市1/2

<目的・事業内容>

性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図るとともに、感染拡大の抑制に努める。HIV抗体検査受検者で梅毒検査を希望するものに対し実施している。

<実績>

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
被検査者	23	15	10	10	14
内訳	男	6	4	14	17
	女	4	6	8	6

9 予防接種事業

根拠法令等	予防接種法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、定期予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

<実績>

(単位:人)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
急性灰白髄炎(ポリオ)	1,766	1,853	1,642	1,790	1,727
三種混合	ジフテリア 破傷風 百日咳	3,873	3,571	3,638	3,692

二種 混合	ジフテリア 破傷風	491	575	606	601	658
麻しん風しん		1,576	3,250	3,275	3,215	3,170
風しん		-	-	-	-	-
麻しん(はしか)		-	-	-	-	-
日本脳炎		847	1,799	1,475	2,601	3,281
BCG		926	844	921	928	822
インフルエンザ		19,325	21,068	19,364	22,536	21,687
合 計		28,804	32,960	30,921	35,363	34,914

平成17・18・19・20年度の日本脳炎の定期予防接種は、厚生労働省の勧告に基づき、接種の積極的勧奨を差し控える。

平成18年4月1日の予防接種法改正に伴い、麻しん又は風しんの予防接種は、麻しん風しん混合による2回接種制度が導入され、対象者は第1期 生後12月～24月未満、第2期 小学校入学前の1年間(5歳～7歳未満)に見直された。

平成19年4月1日の予防接種法改正に伴い、BCGの予防接種を個別接種で実施した。

平成20年4月1日の予防接種法改正に伴い、平成20年度から5年間、麻しん又は風しんの予防接種は、第3期対象者(中学1年生に相当する年齢の者)、第4期対象者(高校3年生に相当する年齢の者)が新たに追加された。

平成23年5月20日の予防接種法施行令の一部改正に伴い、麻しん風しん及び日本脳炎の予防接種の対象者が拡大された。23年度に限り、麻しん風しんの予防接種の第4期の対象者である高校3年生相当の年齢の者に高校2年生相当の年齢の者が追加。また、日本脳炎の予防接種について、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者(平成7年6月1日～平成19年4月1日生)に対して、20歳未満の間、定期接種ができるよう追加。

10 公害補償

(1) 公害健康被害認定状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	

< 目的・事業内容 >

事業活動に伴う大気汚染による健康被害者として法又は条例に基づく認定を受けた者(被認定者)について、その認定に係る指定疾病がなくなっていると認められるときは認定の更新を行うなど、被認定者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図っている。

< 実 績 >

被認定者数

(ア) 法関係分

(単位 人)

区分 年度	実認定者数	転入者数 (累計)	失効数 (累計)			
			計	死 亡	治癒等	転 出
19	1,063	18	2,081	1,572	490	19
20	1,012	19	2,133	1,615	499	19
21	963	19	2,182	1,661	502	19
22	919	19	2,226	1,700	507	19
23	866	19	2,279	1,749	511	19

法改正により昭和63年3月以降、新たな認定は行っていない。

(イ) 条例関係分

(単位 人)

年度	区分	実認定者数	失効数 (累計)			
			計	死亡	治癒等	転出
19		37	241	147	44	50
20		35	243	149	44	50
21		33	245	151	44	50
22		33	245	151	44	50
23		31	247	153	44	50

条例に基づき昭和56年1月以降、新たな認定は行っていない。

認定疾病別の人数(死亡・治ゆ・転出等を除く)

(ア) 法関係分

(単位 人)

年度	区分	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
19		1,063	403	660	473	146	327	584	253	331	0	0	0	6	4	2
20		1,012	383	629	441	136	305	569	246	323	0	0	0	2	1	1
21		963	368	595	410	125	285	552	242	310	0	0	0	1	1	0
22		919	349	570	382	114	268	536	234	302	0	0	0	1	1	0
23		866	326	540	344	96	248	521	229	292	0	0	0	1	1	0

(イ) 条例関係分

(単位 人)

年度	区分	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
19		37	12	25	15	4	11	22	8	14	0	0	0	0	0	0
20		35	11	24	13	3	10	22	8	14	0	0	0	0	0	0
21		33	10	23	13	3	10	20	7	13	0	0	0	0	0	0
22		33	10	23	13	3	10	20	7	13	0	0	0	0	0	0
23		31	9	22	11	2	9	20	7	13	0	0	0	0	0	0

(2) 補償給付等の支給状況(療養の給付を除く)

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国10/10 条例：原因企業10/10

「負担割合」中、「国」は独立行政法人環境再生保全機構と読み替える(以下同じ)。

<目的・事業内容>

指定疾病による損害を填補するため、被認定者等に対し各種の補償給付を支給するもの。

<実績>

法関係分

(単位 千円)

年度	障害補償費	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	療養手当	児童補償手当
19	624,215	251,246	42,887	12,572	271,287	-
20	586,030	225,551	43,661	7,823	257,976	-
21	554,509	206,440	37,505	9,208	243,006	-
22	542,494	192,972	60,434	11,468	230,224	-
23	523,027	182,940	68,045	13,308	215,735	-

条例関係分

(単位 千円)

年度	障害扶助費	遺族扶助費	遺族扶助一時金	葬祭料	療養手当
19	32,345	21,419	3,622	756	10,064
20	30,499	19,790	2,627	936	9,357
21	27,795	20,406	0	0	9,052
22	26,681	18,930	0	0	8,044
23	27,291	18,826	0	1,242	8,253

(3)療養の給付・療養費の支給状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国10/10 条例：原因企業10/10

<目的・事業内容>

指定疾病による損害を填補するため、被認定者に対し療養の給付及び療養費の支給を行うもの。

<実績>

法関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
19	590,125	119,563	1,335	45
20	530,248	117,836	1,918	218
21	492,035	114,353	2,442	188
22	508,878	115,645	3,709	203
23	478,010	111,935	2,460	138

条例関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
19	27,396	4,514	0	0
20	21,777	4,726	0	0
21	22,693	4,591	0	0
22	17,732	4,571	0	0
23	22,833	4,767	0	0

(4)保健福祉事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国3/4、市1/4 条例：原因企業10/10

<目的・事業内容>

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進すること等を目的として、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業等を実施している。

<実績>

法関係分

年度	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)		家庭療養 指導事業	療養用具 支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業		延訪問 件数	所有 台数	
19	24	199(実数) 1,872(延数)	455	1	0	-
20	23	299(実数) 2,684(延数)	452	1	0	247
21	42	250(実数) 2,652(延数)	453	1	0	280(季節性) 307(新型)
22	22	198(実数) 2,296(延数)	410	1	0	176(季節性) 124(新型)
23	19	27(実数) 238(延数)	408	1	0	293

インフルエンザ予防接種費用助成事業は20年度から実施(条例関係分も同様)

21年度、22年度のインフルエンザ予防接種費用助成事業は、季節性と新型の予防接種について実施。

条例関係分

年度	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)		家庭療養 指導事業	療養用具 支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業		延訪問 件数	所有 台数	
19	0	6(実数) 93(延数)	28	1	0	-
20	1	10(実数) 98(延数)	7	1	0	11
21	1	8(実数) 121(延数)	9	1	0	12(季節性) 7(新型)
22	1	8(実数) 128(延数)	14	1	0	9(季節性) 1(新型)
23	0	0	16	1	0	7

(5)健康被害予防事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

法改正(昭和63年3月1日施行)により新たな被害者の認定は行われなかったこととなったが、大気の汚染の影響による健康被害を予防することを目的として、健康被害予防事業が実施されることとなった。本市では、市民を対象として、気管支ぜん息等の発症の予防、健康の回復・保持・増進を図るため、健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を実施している。

<実 績>

健康相談事業

年度	名 称	実施回数	延参加者数 (うち個別相談者数)	制度離脱者フォローアップ事業	
				相談者数	家庭訪問 実施件数
19	ぜん息予防教室	7	140 (7)	0	0
20	ぜん息予防教室	7	135 (7)	0	0
21	ぜん息予防教室	8	201 (9)	0	0
22	ぜん息予防教室	7	94 (2)	0	0
23	ぜん息予防教室	7	95 (7)	0	0

21年度の実施回数のうち1回は、小児ぜん息に対する水泳の有効性についての講演会を、機能訓練事業（水泳訓練教室）の開級式での講演会を兼ねて実施したものの。

健康診査事業（乳幼児アレルギー問診）

年度	実施回数	診査対象者数	スクリーニング後 の数（アレルギー素 因等保有児の数）	指導実施数	健康相談事業への 参加につなげた数 （延）
19	12	3,624	671	304	52
20	12	3,505	675	347	47
21	12	3,539	782	398	70
22	12	3,566	813	452	34
23	12	3,725	755	406	36

16年度から4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児の健診が委託化されたため、その結果をもとにスクリーニング及び指導を行った。

機能訓練事業（水泳訓練教室）

年度	水泳訓練教室		
	参加者数	参加延人数	事業日数
19	23	99	5日間
20	28	108	5日間
21	15（A日程） 23（B日程）	63（A日程） 100（B日程）	A日程・B日程 とも5日間
22	-	-	-
23	14（A日程） 6（B日程）	58（A日程） 26（B日程）	A日程・B日程 とも5日間

21年度、23年度はA日程・B日程各5日間を2回（延10日間）実施した。また、開級式で、小児ぜん息に対する水泳の有効性についての講演会を実施した。

22年度の水泳訓練教室は中止した。